

福山駅前再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 福山駅前再生ビジョン（以下「再生ビジョン」という。）の策定に当たり、幅広い意見を聴取するため、産学官民で構成する福山駅前再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 福山駅前の将来像及びその具体化に向けた施策等に関する意見交換
- (2) 再生ビジョンの策定に関する助言
- (3) その他再生ビジョンの策定に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 市長は、協議会において必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取することができる。

(座長)

第6条 協議会に、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

- 2 座長は、協議会の会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局都市部福山駅前再生推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）2月17日から施行する。